

令和9年度（2027年度） 嘉手納町公立学童入所選考基準表

(児童名)

(生年月日)

年

月

日

(入所時点の学年)

年生

申込日：

年

月

日

【基本指数】

事由		類型	細目		基本指数	父	母	備考			
1	就労	月64時間以上の就労（常態）がある場合			月160時間以上	30			■就労証明書…本町様式 ○就労時間には休憩時間も含む。 ○事由2にも該当する場合、それぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。（事由1と事由2の点数の合計ではない） ○町外（県外・海外）で就労の場合も、町内と同様に点数を付す。		
					月140時間以上160時間未満	27					
					月120時間以上140時間未満	24					
					月90時間以上120時間未満	21					
					月64時間以上90時間未満	18					
		自営業者で筆証資料の提出が確認できない場合（内職等含む）			15						
2	就学訓練	・学校教育法に基づく教育施設（学校、専修学校その他の各種学校）及びこれらに準ずる教育施設に在学している場合 ・職業開発促進法に基づく公共職業訓練等を受けている場合			月160時間以上	27			○在学証明書、カリキュラム（時間割など）の資料が必要 ※就労に繋がらない、いわゆる「お稽古事（習い事、塾、教室等）」は不可		
					月140時間以上160時間未満	24					
					月120時間以上140時間未満	21					
					月90時間以上120時間未満	18					
					月64時間以上90時間未満	15					
3	求職活動	求職活動を行っている場合（起業準備含む）			15			■求職申立書…本町様式 ○ハローワークカードがある場合は添付			
4	妊娠 出産	妊娠中～産後4ヶ月目の属する末日までの間にある			多胎妊娠	25			○親子健康手帳の写しを添付（分娩予定日があるページ） ○120時間以上の就労がある場合は、就労証明書の提出が必要		
					上記以外	18					
					120時間以上の就労がある場合	+2					
5	疾病・ 障害等	診断書	著しい制限あり	保育（育児）ができない状態	30			■診断書…本町様式 ○「日常生活」の点数と「社会生活（加点）」の点数の合計 ■手帳 ○所持している障害者手帳等で確認 ○診断書と手帳の両方提出のある場合は点数の高い方を採用			
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要	23						
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要	5						
			日常生活 一部制限あり	保育（育児）ができない状態	23						
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要	18						
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要	3						
			特に制限なし	保育（育児）ができない状態	18						
				週4～5日の保育（育児）の軽減が必要	12						
				週2～3日の保育（育児）の軽減が必要	0						
		社会生活 （加点）	著しい制限あり	+5							
			一部制限あり	+3							
			特に制限なし	0							
		手帳	身体障害者手帳1・2級／精神障害者手帳保健福祉手帳1級／療育手帳A1／障害年金1級		30						
			身体障害者手帳3級／精神障害者手帳保健福祉手帳2級／療育手帳A2／障害年金2級		23						
			身体障害者手帳4級／精神障害者手帳保健福祉手帳3級／療育手帳B1		18						
			身体障害者手帳5級／療育手帳B2		13						
6	入院看護	入院期間中、家族による常時の介護を要する場合			30			○同居する親族の看護・介護を行う場合 ■診断書…本町様式 ■看護（介護）申立書…本町様式			
		入院期間中、家族による一部介護を要する場合			18						
	在宅 介護・看護	身体	生活全般において、全面的な介助が必要		30						
			入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要		30						
			起き上がり、寝返りが自分ではできず、入浴・排泄・衣類の着脱などに介助が必要		30						
			起き上がり、寝返りが自分では難しく、入浴・排泄・衣類の着脱などに一部又は全部の介助が必要		23						
			立ち上がりや歩行が安定せず、排泄・入浴などに一部介助が必要		18						
			基本的に日常生活は営めるが、入浴等一部に介助が必要		9						
			基本的に日常生活は営める（介助不要）		0						
		精神	精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため、常時の看護が必要		30						
			精神的な疾患により情動が不安定なため、一部の看護が必要		18						
	精神的な疾患はあるが治療等により落ち着いており、基本的に日常生活は営める（看護不要）		0								
	付き添い	通院や通学に必要な付き添い時間が月64時間以上であることを常態とする場合			18					○付添いの必要量（1日当たりの時間・1月あたりの日数）について、病院や学校からの証明が必要（様式自由） ※送迎のみは対象外	
	7	虐待	児童虐待を回避する上で保育が必要である旨の通知がある場合						100		○優先利用事由 ○関係機関から依頼・通知、相談記録などの資料が必要
		DV	DV被害のため保育が困難である場合						100		
8	復旧活動	1ヶ月を超える期間で震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合			※		○罹災したことがわかる書類で判断				
9	育休	育児休業取得者が申し込みをする場合			15						
10	みなし育休	みなし育休の方が申し込みをする場合			10						

令和9年度（2027年度） 嘉手納町公立学童入所選考基準表

【調整指数】							
加減	該当事由	内容		調整指数	父	母	備考
加 点 調 整	1	①	認可保育所・こども園又は認可外保育園にて就労中、又は採用予定の場合	町内保育士等（※）	20		※転所の場合は適用外 ※保育士配置の特例（保健師、看護師、准看護師、幼・小・養護教諭）を適用 ○就労証明書に資格を確認できる証書等で要確認 ○子育て支援員は修了証書で要確認 ○放課後児童支援員は修了証書で要確認
				町外保育士等（※）	10		
			放課後児童支援員の資格を持っており、町内の放課後児童健全育成事業施設にて就労中、又は採用予定の場合	町内放課後児童支援員	10		
				町外放課後児童支援員	5		
	1		町内子育て支援員・学童補助者		7		
	1	②	町外子育て支援員・学童補助者		3		
	1、5	③	月64時間以上就労し、かつ、障害者手帳を所持している場合		7		○手帳による基本指数の方が高く、事由5が要件となる場合にも適用
	1、2、3、7	④	生活保護世帯の場合		7		○生活保護受給証明書または被保護者証明書の提出が必要
	全て	⑤	ひとり親の場合（児童扶養手当受給者等）		35		○離婚調停が不調に終わっている場合でも、別居が継続していることが確認できれば適用可
			ひとり親とみなす場合（離婚調停中、拘留等）		30		
		⑥	保護者の一方が児童を保育できない場所（県外・離島）に居住している場合		6		○拘束時間の半分以上が県外・離島の場合を含む ○別住者の住所が確認できる書類で確認
		⑦	父母不在で祖父母が保育している場合		70		○父母不在を確認（祖父母等の要件不要）
		⑧	児童が障がいを持っている場合		+5		○優先利用の該当事由、障害者手帳の写しなどで確認、対応可能な園で調整
		⑨	社会的養護が必要な児童の場合（里親家庭など）		+4		○優先利用の該当事由
		⑩	入所の時点で対象児童の学年が右記の場合	1年生	+20		
				2年生	+10		
				3年生	+2		
		⑪	その他、選考会議内での加点判断		※		○加点の必要性が確認できる書類で判断
		⑫	きょうだいで同時申込があった場合		3		○点数が低い方に加点する。
	全て	⑭	受付期間外での申込がある場合		-1		○一斉入所申込期間外に申込書、その他必要書類が受理された場合に適用
		⑮	過年度に保育料の未納があり、分納計画の誓約を行っていない場合		-1×金額		○R8.3月分までの未納額（保育料等：1万円÷1.0単位とし端数切上）にマイナス1を乗じた点数 ○分納計画通りに履行していない場合も適用

●選考点数（第1希望学童）

	基本	調整	合計
父			
母			

●点数の変更

適用月	変更後点数	変更理由メモ	適用月	変更後点数	変更理由メモ
月から			月から		
月から			月から		

●選考点数（第2希望学童）

	基本	調整	合計
父			
母			

認定（保育の必要性）	判定
父：	☐ 承諾
母：	☐ 不承諾

決裁			
課長	係長	担当（係員）	担当（受付）